

SNSでのトラブル、 安易な発信に



学生相談室嘱託弁護士 池田健司

1. SNSは便利な手段ですが…

「とても美味しいものを食べた」とか「こんな面白いことがあった」ということを友達に直ぐに教えたいというときに、ツイッターとかフェイスブックはとても便利な手段で、写真にコメントをつけて直ぐに送ることができます。

学生の皆さんにとっては、全く当たり前のことであり、今更何を言い出すのかという気がすると思いますが、ちょっと前までは一瞬で友人全員に情報を伝えることは、ほとんど不可能であり、情報の共有という意味では凄く便利になったものだと思います。

ただ、このようなツイッターやフェイスブックを含むソーシャルネットワークサービス(SNS)で忘れてはならないことは、情報が伝達されるのは友達だけでなく、広く世界中にオープンになっているということです。

たとえば、自分の友達(フォロワー)だけを意識してツイートしたとしても、それを誰かがリツイートすれば、更に見も知らない誰かに拡散していくわけです。また、誰かが検索して、貴方のツイートを広めてしまうかも知れません。

一旦、ツイートが拡散していってしまえば、それを止める手段はありません。貴方が、自分のツイートを削除しても、誰かがそれを保存してしまっていることはありうることです。自分では友達限りの情報にしておくつもりであったとしても、情報を一旦外へ出してしまうえば、自分でコントロールすることはできないことを忘れてはいけません。

2. 「軽い気持ち」が大問題に

2013年9月に俳優の玉木宏さんが成田空港でクレジットカードで使い買い物をした際に、店員の一人が玉木宏さんのカード番号と署名の入った伝票の写真をLINEで他の店員に送り、それを送られた店員の一人がツイッターにその伝票の写真を投稿したという事件があったようです。

お客様のカード番号と署名の入った伝票の写真を撮ること自体がとんでもないことですが、それをLINEで友達に送ること自体も問題です。しかし、まだLINEで送るだけであれば、送り先になっていない人が見ることは困難ですから、写真を撮った人もLINEを受けとる人たちの範囲で留めておくという意識はあったのかも知れません。ところが、その写真を



要注意!

ツイッターに投稿した人がいたことから、情報はあっという間に広まってしまいます。クレジットカードの番号と署名が分かるのですから、カードを偽造されてしまう可能性だってあるわけです。

もし、貴方がクレジットカードの番号と署名の入った伝票の写真を撮影したとすれば、この情報が悪用され、カード会社等に被害が出た場合、貴方は損害賠償請求を受けることになります。ちょっと軽い気持ちで、「有名芸能人がお店に来た」ということを友達に知らせたくて、写真を撮っただけかも知れませんが、そのことは言い訳にはなりません。

3. 社会問題になる前に、大人としての自覚を!

2013年6月にはローソンの従業員がアイスクースに入った写真をフェイスブックに投稿し、2013年7月にはそば屋の店員が食洗機に体を突っ込んだ写真をツイッターに投稿しました。同じ時期に他にもピザ屋とか餃子屋とかでも同種の写真を撮りツイッター等に投稿することが流行り、社会問題にもなったので覚えている方も多いと思います。

「食べ物で悪戯をしてはいけない」というのは、いうまでもないことなので、そもそもこんなことをして何が楽しいのかと思いますが、更に自分の馬鹿さ加減を広く世に知らしめたくてSNSに投稿したようです。結果、本人の目的どおりに(そして、おそらくは本人が予想していた以上に)馬鹿さ加減が広く世に

伝わり、その写真がどこかの誰かによって保存され、本人の希望のとおりには末代までの恥をかくことになるのですから、ここまでは本人の目的が達成できたといえるかも知れません。

しかし、これらの写真が食べ物を扱うお店で撮られたことから、SNSで広まった情報は単に「馬鹿な奴の写真」ではなく、「馬鹿な奴がいる不衛生な店の写真」ということになります。当然、わざわざ不衛生な飲食店に行く人はいないので、そのような写真を撮られた飲食店は営業を続けていくことが困難になります。実際に、上述の食洗機に体を突っ込んだ写真を投稿されたそば屋は廃業に追い込まれたようです。

もし、貴方が面白い写真を撮ることが流行っているからといって、バイト中の飲食店で食洗機の中に体を突っ込んだ写真をツイッターに投稿し、それが広まったことが原因で、その飲食店が廃業することになった場合、貴方は損害賠償請求を受けることになります。ちょっと軽い気持ちで、「面白い写真を撮って友達を驚かせたかった」ということは言い訳にはなりません。

SNSの問題として説明しましたが、このことに限らず、大人は自分の行動によって引き起こされた結果の責任を常に問われることになります。このような常識的なことを指摘することは恥ずかしい気もするのですが、分からない方もいるかもしれませんので敢えて指摘しておきますが、自分の行動がどのような結果を引き出すのか、よく心得て行動して頂きたいと思います。

<万が一トラブルに巻き込まれてしまったら、学生相談室へご相談ください>

中央大学学生相談室 多摩キャンパス 〒192-0393 八王子市東中野742-1 TEL:042-674-3481

後楽園キャンパス 〒112-8551 文京区春日1-13-27 TEL:03-3817-1724